



新型コロナウイルスワクチン
【4回目接種】実施計画

令和4年5月25日策定

一 関 市

1 計画の目的

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施に必要な事項を定め、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を円滑に行うため、本計画を作成する。

2 1回目、2回目、3回目接種の状況

1～3回目接種の状況は以下のとおり。(令和4年5月19日現在)

区分	対象人数	1回目接種済み		2回目接種済み		3回目接種済み		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	3回目接種対象者に対する実質的な接種率
65歳以上	45,349人	42,831人	94.4%	42,640人	94.0%	40,140人	88.5%	94.1%
60～64歳	8,231人	7,787人	94.6%	7,766人	94.4%	7,206人	87.5%	92.8%
50～59歳	13,904人	12,960人	93.2%	12,926人	93.0%	11,385人	81.9%	88.1%
40～49歳	13,450人	12,410人	92.3%	12,347人	91.8%	9,442人	70.2%	76.5%
30～39歳	9,355人	8,479人	90.6%	8,428人	90.1%	5,819人	62.2%	69.0%
20～29歳	7,868人	7,271人	92.4%	7,222人	91.8%	4,269人	54.3%	59.1%
12～19歳	7,734人	6,948人	89.8%	6,803人	88.0%	2,186人	28.3%	32.1%
5～11歳	4,626人	2,505人	54.2%	2,226人	48.1%	対象外		
計	110,517人	101,191人	91.6%	100,358人	90.8%	80,447人	72.8%	82.0%

3 計画の前提条件

(1) 接種対象者

3回目接種を受けた次に掲げる者とする。

- ・ 60歳以上の者
- ・ 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者（以下「基礎疾患を有する者等」という。）

※年齢要件は、接種日時時点で接種対象年齢に到達した者

※基礎疾患を有する者の範囲は、次のとおり。

① 以下の病気や状態の者で、通院または入院している者

- ・ 慢性の呼吸器の病気
- ・ 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ・ 慢性の腎臓病
- ・ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ・ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病

- ・ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ・ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・ 免疫の以上に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ・ 染色体異常
- ・ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・ 睡眠時無呼吸症候群
- ・ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

② 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の者

(2) 接種間隔

3 回目接種を受けてから 5 か月以上経過後、4 回目接種を 1 回行う。

(3) 実施期間

令和 4 年 5 月 27 日(金)から国が定める日までとする。

(4) 使用するワクチン

- ・ ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンを使用する。
- ・ 1～3 回目接種と異なるワクチン（mRNA ワクチン）を 4 回目接種で用いる交接種を可能とする。
- ・ 令和 4 年 8 月までに、接種に必要なワクチン（約 50,000 回分）が全て供給され、このうちファイザー社ワクチンは約 2 割（10,000 回分）、武田/モデルナ社ワクチンは約 8 割（40,000 回分）が供給されると想定する。
- ・ 上記にあわせ、3 回目接種用として供給を受けたワクチンも活用する。

	4 回目接種用 供給見込み	3 回目接種分 使用可能見込み	4 回目接種 使用可能見込み
ファイザー社	10,000 回分	23,000 回分	33,000 回分
武田/モデルナ社	40,000 回分	19,000 回分	59,000 回分
計	50,000 回分	42,000 回分	92,000 回分

4 接種対象者数

令和4年5月19日(木)までに3回目接種を受けた者のうち、4回目接種の対象者見込み数は次のとおり。

区分	3回目接種を受けた者	接種対象者
65歳以上	40,140人	47,346人
60～64歳	7,206人	
50～59歳	11,385人	基礎疾患を有する者等 約3,000人 (3回目接種を受けた者の1割程度と想定)
40～49歳	9,442人	
30～39歳	5,819人	
20～29歳	4,269人	
18～19歳	808人	
対象人数計	79,069人	約50,000人

上記のほか、3回目接種を受けた者で、接種日時時点で接種対象年齢に到達した者が加わる。

5 接種計画

(1) 接種体制

広大な市のエリアに集落が点在する地域性を踏まえつつ、今後、新型コロナウイルスワクチン接種が定期化していく可能性も考慮し、**かかりつけ医や身近な医療機関で接種を行う個別接種を基本とする接種体制とする。**

【実施医療機関と接種可能数】

地域	エリア	実施医療機関数	週当たりの接種可能数
一関	西地域	35	2,130
花泉		3	90
大東	東地域・北	5	300
東山		2	160
千厩	東地域・南	8	610
室根		1	90
川崎		1	130
藤沢		1	210
計		56	3,720

なお、**高齢者施設等の入所者**については、以下の実施方法の中から、本人の選択または施設が調整して決定する。

- ① 当該施設接種医による施設内における接種
- ② 外部接種医による施設内における接種
- ③ 個別接種医療機関における接種

(2) 使用するワクチン

1つの医療機関で使用するワクチンはファイザー社または武田/モデルナ社のいずれかとし、複数種類のワクチンは原則として併用しない。

(3) 接種時期

- 令和4年9月までにおおむね終了することを目指し、10月以降は実施規模を縮小して継続実施する。
- 対象者ごとの接種を受けられる時期は次のとおり。

4回目接種を受けられる時期 (3回目接種時期)	R4.5月 (R3.12月)	R4.6月 (R4.1月)	R4.7月 (R4.2月)	R4.8月 (R4.3月)	R4.9月 (R4.4月)	R4.10月以降 (R4.5月以降)	計
60歳以上の者	200人	1,800人	20,900人	19,200人	4,900人	若干名	47,000人
基礎疾患を有する者等 (想定)	100人	200人	200人	1,100人	1,400人	若干名	3,000人
対象人数計	300人	2,000人	21,100人	20,300人	6,300人	若干名	50,000人

(高齢者施設等の入所者を含む)

(4) 接種券の発送について

- ① 60歳以上の接種券は、3回目接種から5か月が経過する前に送付する。
 なお、65歳以上の高齢者の接種時期が集中する7月の対象者には、予約と接種を円滑に進めるため、接種券の送付を2回に分けて行う。

3回目接種時期	R3.12月～ R4.1月	R4.2月		R4.3月	R4.4月	R4.5月以降
		月上旬	月下旬			
対象者概数 (うち65歳以上)	2,000人 (1,600人)	8,900人 (8,700人)	12,000人 (11,700人)	19,200人 (15,000人)	4,900人 (2,900人)	若干名
接種券 発送時期	R4.5.25	R4.6 下旬	R4.7 月上旬	R4.7 下旬	R4.8 下旬	R4.9月下旬以降、 接種開始時期に 合わせて発送
接種開始時期	R4.5.27	R4.7 月上旬	R4.7 月下旬	R4.8	R4.9	R4.10月以降、3 回目接種から5か 月以上経過後

- ② 基礎疾患を有する者等の接種券は、以下の方法によりおおむね1か月毎に事前に申請を受け付け、発行する。
- ア 市から届くハガキを返送し申請する。
- イ ハガキに記載の専用フォームに必要事項を入力して電子申請する。
- なお、接種券発行における基礎疾患を有するかどうかの確認は、本人の申告に基づいて行う。

6 地域別人数と必要接種回数

地域別の必要接種回数と個別接種の週当たりの実施可能数は、以下のとおり。

エリア区分	西地域		東地域・北		東地域・南				総数
	一関	花泉	大東	東山	千厩	室根	川崎	藤沢	
① 人口（令和4年4月30日現在）	22,053	5,885	6,652	2,961	4,777	2,411	1,739	3,749	50,227
② 令和4年4月末日までに3回目接種を受けた60歳以上の人数（人）	20,481	5,534	6,282	2,806	4,452	2,257	1,668	3,501	46,981
③ 令和4年4月末日までに3回目接種を受けた基礎疾患を有する者等の人数（人）※地域毎の人口で按分	1,317	352	397	177	285	144	104	224	3,000
④ 接種必要数（人）（②+③）	27,700		9,700		12,600				50,000
⑤ 高齢者施設等が医療機関等と接種日時を調整して行う接種数（高齢者施設等入所者の接種数）※エリア毎の接種必要数で按分	1,660		580		760				3,000
⑥ 被接種者が予約をして接種を受ける接種数（⑤以外の60歳以上の者、基礎疾患を有する者等）（④-⑤）	26,040		9,120		11,840				47,000
⑦ 個別接種の週当たり接種可能数	2,220		460		1,040				3,720
⑧ ⑥の人の接種を仮に地域ごとに個別接種で行う場合の必要週数（⑥÷⑦）	11.7		19.8		11.4				12.6

7 接種予約

(1) 予約方法

予約は以下の方法で行う。

- ① インターネット
- ② コールセンター
- ③ 医療機関の窓口・電話

接種券が届く前でも、3回目接種時期が確認できれば、定期受診の際にかかりつけ医で事前に予約することを可能とする。

④ おまかせ予約ハガキ（60歳以上の者）

市から接種場所と日時を指定されることを希望する場合は、接種券に同封するハガキを市に返送することで、市が接種場所と日時を割り当てる。

(2) 予約対策

① 長期間の予約受け付け

予約開始当初から、4回目接種がおおむね終了する9月までの予約を受け付ける。

② コールセンターオペレーターの増員

接種が集中する時期は、オペレーターを25人体制とする。

8 接種場所への移動支援

65歳以上の高齢者及び障がい者福祉乗車券の交付を受けている者を対象に「タクシー・バス乗車券」（1回1,000円分×2枚）を交付し、ワクチン接種場所までの移動を支援する。

9 住民票所在地以外で接種（以下「住所地外接種」）を行う場合

原則として、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることになるが、長期入院、長期入所している者等、やむを得ない事情による場合には、例外的に住所地外接種を受けることができる。

【やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している者の例】

①	出産のために里帰りしている妊産婦
②	単身赴任者
③	遠隔地へ下宿している学生
④	入院・入所者
⑤	通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
⑥	基礎疾患を持つ者がかかりつけ医の下で接種する場合
⑦	コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合
⑧	副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
⑨	市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
⑩	災害による被害にあった者
⑪	勾留又は留置されている者、受刑者
⑫	国又は都道府県等が設置する「大規模接種会場」、「武田／モデルナ社ワクチン接種センター」又は「アストラゼネカ社ワクチン接種センター」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）
⑬	職域接種を受ける場合
⑭	船員が寄港地等で接種を受ける場合

また、やむを得ない事情があり、住民票所在地の自治体から接種券の発行を受けられない者（住民基本台帳に記載のない外交官等）について、居住の実態が認められた場合は居住地の市町村が接種券を発行し、接種を行う。

住所地外接種を希望する者は、原則として接種を行う市町村に事前に届出を行う。申請の方法は、(1)郵送申請、(2)窓口申請、(3)WEB申請による。

市町村は、申請内容を確認し、問題がなければ住所地外接種届出済証を申請者に交付する。

なお、上記④～⑭及び住所地外接種であって、市町村に対して申請を行うことが困難である者については、市町村への届出を省略することができる。

10 共同接種体制

平泉町と共同接種体制で接種を進める。

このことにより、両市町における住所地外接種にかかる申請は不要となり、いずれの医療機関でも接種を受けることができる。

11 ワクチンの配送

ワクチンの配送については、別に定める配送計画に従って実施する。

12 副反応への対応

(1) 接種前

- ・ 予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について適切な説明を行い、文書同意を得た場合に限り接種を実施する。

(2) 接種後の観察

- ・ 15分～30分間、接種場所で経過観察を行う。

(3) 副反応の発生が疑われる症例が発生した場合

- ・ 接種後、副反応を疑う体調の変化があった場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談する。
- ・ 診察を行った医師は、厚生労働省の通知に基づき「副反応疑い報告」を行う。
- ・ 副反応に関する相談窓口は、岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンター〔☎0120-89-5670〕で対応する。

(4) 健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が発生した場合

- ・ 予防接種法に基づく健康被害救済制度が設けられており、申請者は、必要な書類を揃えて市へ請求し、厚生労働大臣が認めた場合、医療費や障害年金等の救済給付が受けられる。

13 市民への周知と相談窓口

市広報、市ホームページ、市フェイスブックへの掲載、FMあすも、防災無線等に加え、LINEでの通知や、テレビ市長室、ラジオ市長室など様々な媒体を通じ、市民への周知、呼びかけを行う。

相談窓口として『一関市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター』〔☎0120-033-567〕を設置し、市民からの相談や問い合わせ、予約受付等に対応する。

14 その他

- (1) 本計画に定めのない事項は、関係団体と協議し、決定するものとする。
- (2) 次の者を対象とした1～3回目接種も併せて行う。
 - ・ 誕生日を迎え、接種対象年齢に到達した者
 - ・ 1～3回目接種を未完了で転入した者
 - ・ 療養その他の事情により、これまで1～3回目接種を受けられなかった者

【参考】 1～4回目接種の対象者毎の接種間隔と使用するワクチン

区分	1・2回目接種		3回目接種		4回目接種	
	接種間隔	使用するワクチン	接種間隔	使用するワクチン	接種間隔	使用するワクチン
60歳以上	3週間以上 (※)	ファイザー社 または 武田/モデルナ社	5か月以上	ファイザー社 または 武田/モデルナ社	5か月以上	ファイザー社 または 武田/モデルナ社
18～59歳					5か月以上 ※基礎疾患を有する者等のみ対象	
12～17歳				ファイザー社	接種対象外	
5～11歳				ファイザー社 (小児用)	接種対象外	

(※) ファイザー社ワクチンは18日以上、武田/モデルナ社ワクチンは20日以上の間隔をあけて接種